

# 令和 7(2025)年度事業報告

## 1 はじめに

一般財団法人放送セキュリティセンター（以下、「SARC」という。）は、一般財団法人へ移行して13年目となり、「認定個人情報保護団体」業務と「プライバシーマーク指定審査機関」業務を通じて、放送分野等における個人情報の適正な取扱いと利活用の推進、そして放送界、ひいてはデジタル社会の健全な発展と公共の福祉の増進に寄与して参りました。

(1) 個人情報保護法の定める「認定個人情報保護団体」としての認定業務は21年目を迎えました。

令和7年度末での個人情報保護センターの対象事業者(以下「対象事業者」という。)は、有料衛星放送事業者49社、無料衛星放送事業者8社、ケーブルテレビ事業者201社、地上放送等事業者137社で、合計395社となりました。

有料衛星放送事業者は2社減、無料衛星放送事業者は1社増、ケーブルテレビ事業者は1社増、地上放送等事業者は6社増となり、合計では6社の増加でした。

令和7年度も法令、ガイドラインや当財団指針等に基づく運用について、対象事業者が的確に行えるように漏えい事案等の発生防止に努めるとともに、個人情報保護法やプライバシー保護に関する動向の収集・把握・周知に努めました。

苦情・相談については、個人受理件数は16件、対象事業者からは13件、漏えい等事案件数は34件（うち法定の報告対象10件）でした。

(2) プライバシーマーク指定審査機関としての業務は19年目を迎えました。

令和7年度末でのプライバシーマーク付与認定事業者数は、243社で20社の減少でした。

## 2 実施事業の内容

### (1) 認定個人情報保護団体業務

個人情報保護法、放送分野ガイドラインおよび認定団体指針等に則って、個人情報の取扱いが適切に行われるよう、対象事業者への情報提供/理解増進/啓発および個人・対象事業者からの苦情相談対応などに努めるとともに、社会における視聴者パーソナルデータ利用に関する信頼性維持や理解増進が図られ、利活用が推進されるよう、関係機関・団体および対象事業者と協力して活動して参りました。

#### ア 対象事業者への情報提供

- ・ 対象事業者における個人情報保護法、総務省ガイドラインおよび認定団体指針等の理解とこれらに沿った取組に資するべく計 26 回のお知らせメールを配信するとともにホームページの掲載情報を更新するなど情報提供を推進しました。
- ・ 対象事業者に対する情報提供の推進のために開始した「SARC ウェビナー」については、IPA（情報処理推進機構）と連携し「情報セキュリティ 10 大脅威 2025」と題して、昨今、個人情報保護分野においても課題となっているランサムウェア攻撃などの脅威のほか、青山学院大学内山隆教授による視聴履歴データの活用をテーマにした説明動画を各々作成し配信しました。また、対象事業者並びに日本ケーブルテレビ連盟及び衛星放送協会、日本民間放送連盟の会員を対象として、今日的な放送のセキュリティ管理に資する「地政学的リスクとサイバー攻撃の脅威」をテーマとしたオンラインでのリアルセミナーを 2 回開催しました。
- ・ 対象事業者とのコミュニケーションを強化するため、オンラインによる 対象事業者連絡会を開催し、更にリアルな場も活用した意見交換会等を積極的に推進しました。また、本年度の対象事業者連絡会では、個人情報保護法いわゆる 3 年ごと見直しに関するこれまでの経緯と制度改正指針(令和 8 年 1 月 9 日決定)について個人情報保護委員会事務局による直接説明を通じた情報提供も行いました。
- ・ 日本民間放送連盟主催「視聴データの周知広報と利活用に関するフォーラム」において SARC 活動の説明・周知を実施したほか、日本ケーブルテレビ連盟、衛星放送協会、JIPDEC などの関係機関とも情報交換を推進しました。

#### イ 苦情・相談および漏えい事案等への対応力の継続的充実

- ・ 複雑化するデータ利活用に関わる個人・事業者からの苦情・相談および深刻化するサイバー空間上のリスクの中での漏えい事案などに対し、個人情報保護委員会事務局、総務省等との連携および、助言を仰ぎながら適切に対応しました。また、定期的に顧問弁護士との打合せを行い対応の確認をしています。
- ・ 個人情報保護・プライバシー保護に関わる個人情報保護委員会事務局、JIPDEC、業界団体等が主催するセミナー等を積極的に受講し、知見を深めました。今年度の新規メンバー 2 名も含め、保護センターメンバー全員が民間資格「個人情報保護士」を取得しています。

#### ウ 放送分野ガイドライン、業界自主ルール策定への寄与等

- ・ 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」（フェーズ 10）を 2 回開催し、「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス（Ver2.4）」を更新し、最新版（Ver2.4.1）を SARC ホームページの一般公開ペ

ージに公表するとともに、対象事業者にメールで周知しました。

また、本年度も視聴データの収集や利用の停止等に関する認知度の調査を実施し、同協議会において放送関係者の様々な周知・告知の取組の成果を確認しました。来年度以降についてもアンケートを通じた視聴データの認知度の変化度合や個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに基づく法改正の動向に対応しながら周知・告知の在り方の検討を続けることとしています。

- ・ 個人情報保護委員会が現在検討を進めている、「個人情報保護法いわゆる3年ごとの見直し」について、認定個人情報保護団体および対象事業者向け合同連絡会などに参加しつつ、動向を収集・把握し、対象事業者への情報提供などを行いました。

## (2) プライバシーマーク指定審査機関業務

### ア プライバシーマーク取得促進

- ・ 指定審査機関の更新審査に承認され、有効期間が令和9年11月30日まで更新されました。
- ・ 年間12回（毎月1回）の審査委員会及び年間111件の現地審査を無事故で開催、実施することができました。
- ・ 付与事業者の減少は、事業統合、廃業、ISMS取得など様々な要因によって更新件数が減少したものです。一方で、コンサルタントとの連携に取り組んだ結果、昨年度よりも15件多い、23件の新規申請を受け付けることができました。

### イ プライバシーマーク基準改正への対応促進

- ・ 個人情報保護マネジメントシステムの基準である日本産業規格「JIS Q 15001:2017」が令和5年9月に「JIS Q 15001:2023」に改正され、これに沿った審査基準に基づく審査が令和6年10月から開始されましたので、円滑な対応を確保すべく引き続き付与事業者や新規申請事業者等への必要な周知を行いました。

### ウ プライバシーマーク審査体制の強化・充実

- ・ 審査員補0JT研修の受入れを実施したほか、1名の主任審査員、4名の審査員を育成し、審査体制を強化しました。

### エ プライバシーマーク制度の申請料、審査料等の改定への対応

- ・ JIPDECが令和7年10月20日にプライバシーマーク制度の申請料・審査料などの料金を令和8年10月1日付けで値上げすることを発表したことを受けて付与事業者等に必要な周知を行いました。

### 3 法人運営関係

#### (1) 理事会の開催

	開催日	議題
第1回	令和7年6月4日	① 令和6(2024)年度事業報告・決算報告 ② 令和6(2024)年度公益目的支出計画実施報告 ③ 令和7(2025)年度定時評議員会の招集 ④ 個人情報保護センター管理運営委員会委員の交代
第2回	令和7年6月19日	① 理事長の選定 ② 専務理事の選定 ③ 常務理事の選定
第3回	令和8年3月19日	① 令和8(2026)年度事業計画 ② 令和8(2026)年度収支予算 ③ 資金運用に係る規程の改定等について

#### (2) 評議員会の開催

	開催日	議題
定時 評議員会	令和7年6月19日	① 令和6(2024)年度事業報告・決算報告 ② 令和6(2024)年度公益目的支出計画実施報告 ③ 評議員、理事及び監事の選任

#### (3) 役員・評議員の異動

令和7年度における役員・評議員の異動は、次のとおりである。

決議日	事由	役員	評議員
令和7年6月19日 定時評議員会	重任	(理事) 安藤 友裕 井川 泉 後藤 浩利 地平 茂一 本橋 春紀 (監事) 野口 周一	上野 忠之 尾上 純一 加藤 隆之 久保 勲 北條 仁康 堀木 卓也 安保 華子 吉田 裕二
	退任	(理事) 内川 雅規 奥内 哲也 高綱 康裕 田口 和博 横山 誠一	なし
	新任	(理事) 大橋 一博 河村 幸治 遠山 宏樹 土橋 聡 李 栄信	なし

(5) 有料賛助会員の状況(令和8年3月31日現在)

令和7度の有料賛助会員の状況は、次のとおりです。

認定個人情報保護団体業務の特別賛助会員として21法人、一般賛助会員は6法人となっています。

(6) その他

- ・ サイバー空間上のリスクの増大等に対応し、安全管理措置の強化を図るためクラウド型メール誤送信防止サービスの導入、セキュアエンドポイントサービスの導入などを行いました。また、情報システム担当の非常勤嘱託職員の採用を行いました。
- ・ 昨今の物価上昇に伴う人件費をはじめとする諸経費の継続的上昇などの社会経済を巡る動向や、金融政策の動向の中、本年度も効率の良い資金運用に努めました。また、こうした情勢の中、資金運用の多様化を含めインフレ耐性のある運用を通じて保有資金の実質的価値、ひいては、将来の事業運営基盤の確保に資するため、会計処理規程細則を改定するとともに資金運用方針を制定しました。
- ・ ハラスメント防止ガイドラインの制定、職員給与規程細則の改定、PMS規程の改定などを行いました。
- ・ 公益法人会計基準等の改定に伴う定款及び会計処理規程の改定を行うとともに、同基準の改定に対応する会計システムの検討及び移行スケジュールなどについて検討しました。
- ・ その他、事務室のセキュリティ強化のために入口ドアにスマートロックを設置しました。

以上